

千葉市告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年2月9日

千葉市長 神谷俊一

	医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
(診療所)				
	医療法人社団順風会 杉田耳鼻咽喉科	千葉市美浜区高洲 3-14-1	医療法人社団順風会 理事長 杉田 麟也	令和4年10月1日
変更後	医療法人社団順風会 玄耳鼻咽喉科院		医療法人社団順風会 理事長 杉田 玄	
(訪問看護)				
	クラーチ訪問看護 ステーション千葉	千葉市中央区松波 1-11-3 石橋松波ビル1A	株式会社クラーチ 代表取締役 鮫島 智啓	令和5年1月1日
変更後		千葉市若葉区 東寺山町 790-1		